

編輯部情報閣内

週報

行發日三十二月一十

今次事變と我が制海權
 本邦貿易情勢とその對策
 青年團運動の新動向
 ソ聯の邦人壓迫
 週間戰況

支那事變
 戰局及び内外情勢經過一覽表

號十百第

昭和十一年十一月二十三日發行
 編輯部情報閣内
 發行所：東京市本町三丁目
 電話：二二二二番

五錢



編輯部報情閣內

週報

昭和十二年十一月二十三日發
（每週一回水曜日發行）
種郵便物認可

行發日三十二月一十

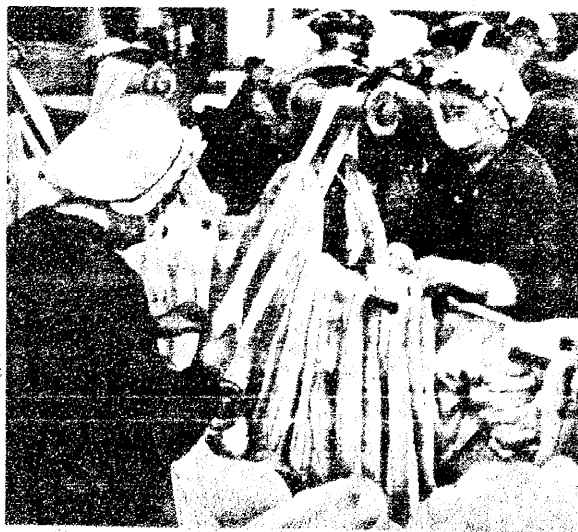
今次事變と我が制海權
本邦貿易情勢とその對策
青年團運動の新動向
ソ聯の邦人壓迫
週間戰況

支那事變
戰局及び内外情勢經過一覽表

五錢

號十百第

われらは 銃後の 挺身隊



露光量違いにより重複撮影

週

報

第百十號

昭和十三年

本邦貿易情勢とその對策……………貿易局……………(一)

青年團運動の新動向……………文部省……………(二)

今次事變と我が制海權……………海軍省海軍軍事普及部……………(二五)

各地掃蕩戰……………陸軍省情報部……………(三三)

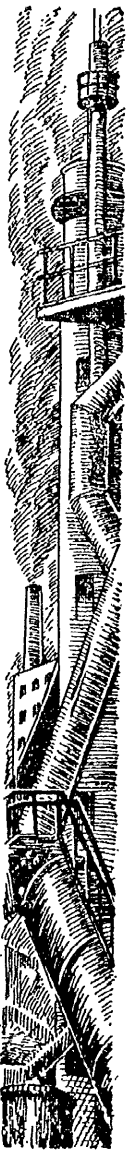
戰況 殘敵剿滅戰を續行……………海軍省海軍軍事普及部……………(三四)

北樺太石油石炭利權關係

邦人壓迫問題……………外務省情報部……………(三七)

◇官廳刊行物だより……………(三三)

附錄 支那事變戰局及び内外情勢經過一覽……………(三三)



昭和十三年本邦貿易情勢とその対策

貿易局

(一)

昭和十三年における本邦(内地及び樺太)貿易情勢を概観するに、年初以來(萎縮)の一途を辿り著しく憂慮された本邦貿易も、七月以來好轉を示し、十月迄の累計においてはその入超額は僅かに三千萬圓に縮減され、前年同様の異常の巨額に上つた入超額に對比しては勿論のこと、前々年同期の入超額と比較しても著しい改善の跡を示してゐる。

しかしこの貿易尻の改善は、輸出の増進によつて積極的に齎されたものではなく、寧ろその反對に輸入の減少によつて消極的に齎されたものである。即ち、十月迄の累計についてみると、輸出は二十一億三千百萬圓、輸入は二十一億六千二百萬圓に止り、これを前年同期に比較すると、輸出は約二割、輸入は約三割五分の減少率を示し、貿易尻の改善は輸出の減少率以上に輸入が減少したためであつた。戦時貿易體制の根幹をなすべき貿易が、このやうに不振を示してゐることは誠に遺憾に堪へない。

(2)

以下本年における本邦貿易の様相を更にその内容に立入つて觀察し、併せてその対策を概説してみることにする。

(一)

昭和十三年の本邦貿易の特殊性をみると、第一には對關滿支貿易所謂「對關ブロック貿易」が、全般的な對外貿易(萎縮)の趨勢の中にあつて獨り増加の傾向を辿つてゐることである。即ち、第三國向輸出が激減してゐるのに對し對關滿支輸出は、年初以來毎月好調を示し、十月迄の累計において九億二千四百萬圓、昨年同様に比較し約二億七千九百萬圓四割三分の増加を示して居り、又輸入も十月迄の累計において四億五千九百萬圓、昨年同様に比較し二割六分弱の増加を示してゐる。そして輸出の増加が著しいために出超額は七割餘の激増を示してゐるのである。對關滿支輸出がこのやうに好調を辿つてゐることは、昨年が、事變勃發を契機とし七月以來著しく萎縮したのに反し、本年は滿洲の産業開發五ヶ年計畫に伴ふ生産資材の需要増大、支那における建設工作、治安工作及軍事關係の特殊需要、内地における諸統制策の強化に伴ふ思惑需要等が絡み合つたためである。

第二には關滿支を除いた所謂第三國との貿易が減退してゐることである。本邦全體の貿易が減少してゐるのに拘らず、對關滿支貿易が増加してゐるのであるから、所謂第三國との貿易が非常に悪いことはいふ迄もない。十月迄の累計において輸出は十二億七百萬圓、輸入は十七億三百萬圓であつて、前年同期に比較し輸出約四割、輸入約四割二分の減退を示して居り、また入超額は四億九千六百萬圓の巨額に上つてゐるのである。

第三には輸入品の構成に現はれた變化である。今更述べるまでもなく、昨年以來爲替管理、輸入統制を強化するに至つたのは、時局に鑑み限りある輸入資力を百パーセントに活用するがためであり、その必然の結果として

(3)

軍需及び時局關係資材の輸入が急がれ、國內民需及び輸出向用資材の輸入が抑制せられたことは蓋し已むを得ざるに出でたるものである。かくして軍需及び時局關係資材の輸入は本年に入つても引続き旺盛を極め、わが輸入上における相對的地位は相當の向上を示してゐるのである。これに反し農産品、石炭並びに肥料を除くその他の

本邦貿易統計 (二月以降十月迄の累計額) (單位千圓)

輸出入	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	内地		對滿支	對第三國
				總額	對關		
輸出	二、二九一、八三四	二、七七〇、九六三	二、二四二、三六四	二、三三一、八三三	二、六四九、七九五	九二四、六四一	一、二〇七、一九一
輸入	二、二九九、九九四	三、四五九、〇九四	二、三九五、一六八	二、一六二、七六〇	三、三二五、三二八	四五九、一〇二	一、七〇三、六五八
出超	八、一六〇	六八八、一三一	一五二、八〇四	三〇、九二八	六六五、五三三	四六五、五三九	四九六、四六七
入超	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇	一、一六〇

商品は殆んど軒並に減少を見、殊に輸出向原料としても重要な棉花、羊毛、生ゴム、パルプの減少は最も甚だしく、十月迄の累計において右四者の前年同期對比減少率は、約六割の高率に上り、その減少額は七億七千八百萬圓で輸入總額の六割七分に該當してゐるのである。

第四には輸出品の構成上の變化である。これは輸入品の構成上の變化程まだ顯著ではないが、第三國向輸出においては全般的には減少の傾向にあるにも拘らず、漸次國産原料を主とする製品の輸出が輸入原料を主とする製品の輸出に比し地位を高めつゝあると共に、一方において近年における輸出増進の一推進力であつた雜品の地位が低下しつゝあることである。

(三)

第三國向輸出が不振の状態にあることは前述の通りであるが、次にこれが原因についてみるに、第一には米國の不況を根幹とする世界的景氣の沈滞である。

これは國際聯盟調査の世界貿易についてみても明らかところで、即ち本年八月迄の累計においては前年同期に比し約一割二分の減退を示して居り、また主要貿易國についてみても、米國の輸入四割二分減をはじめとして、英國、獨逸、その他の原料國、農業國等の貿易も不振を呈してゐる。本邦貿易の對米輸出が九月迄の累計において、前年同期に比し四割二分、約二億四百萬圓の激減になつて居り、これはわが輸出總額の減少額の四割二分に該當する巨額であるが、兎に角、對米輸出の激減をはじめとしてその他諸國への減退も、この世界的景氣沈滞の影響を尠からず受けてゐるものと見られる。

第二には本邦のみの特殊的原因である。これは本邦輸出貿易額の世界貿易に占める割合についてみても、八月迄

の平均において前年の三・五二%より三・三二%に(對第三國向輸出のみをとれば二・八六%より一・九四%)萎縮して居り、また世界貿易の萎縮が一割二分程度なるに對し本邦貿易が九月迄の對第三國輸出において四割も減少してゐることから既に明らかなるやうに、こゝに我が國特有の原因があることもまた今更述べる迄もないであらう。これら特殊的原因の内主なものとしては爲替管理、輸入統制の強化に伴ひ輸出向原料の入手が困難となり、延いて國內物價の國際的割高を來し、また華僑その他の日貨ポイコットの旺盛なこと等が考へられるのである。

これらの事情をもう少し詳しく説明すると、その一は輸出向原料入手の圓滑でない點である。前述のやうに、棉花、羊毛、パルプの輸出向纖維原料の輸入は、九月迄の累計において前年同期に比し約六割二分方減少してゐるのであるが、一方これを原料としてゐる綿糸布、人絹糸布、メリヤス製品、毛織物の輸出は、九月迄の累計において前年同期に比し、滿額支向が約二割一分増加してゐるにも拘らず、第三國向が四割餘も減退したため總體において約三割の減退をみてゐる。そして年初は前年來の約定もあつた關係上萎縮の度も低かつたが、五月以來激減著しく、七月の如き前年に比し總體において約四割六分、第三國向において約五割八分の減退を示すに至つてゐる。他方輸入制限に類はされない國産品の輸出についてみると、例へば生糸、絹織物、罐詰食品、陶磁器、木材の九月迄の輸出累計は前年同期に比し第三國向において二割二分の減少率に止まり、前者に比して減少率は低い。このやうに輸入原料による製品の輸出が國産品の輸出に比し減少率が大きいことについてはいろいろ原因もあるが、その最も大きな支障となつたものは輸入手續、輸入原料の配給等の不圓滑、並びに國內需要への轉用等であると考へられる。

その二は價格の割高な點である。商工省調査によると、九月の指數において前年同期に比し卸賣物價は一割餘昂騰し、又重要貿易品においては輸入品の六分の昂騰に對し輸出品は一割餘の昂騰を示してゐる。ところが、こ

れを英米の卸賣物價と比較すると、昨年三月以來英米の物價が不況を背景として低落する一方であるのに對し、わが國の卸賣物價は次第に反對の方向に進み、英米物價に比較して著しく割高となり、且つその昂騰も世界の情勢とは反對に生産財よりも消費財において、従つて輸入品よりも輸出品において甚だしいといふ實情にある。

その三は日貨ポイコットの影響である。その最も激しいのは華僑の勢力の強い南洋地方であつて、この方面への輸出はこの地方の不況も手傳ひ、九月迄の累計において前年に比し約五割六分の減少を示してゐる。ポイコトはこの地方のみならず、米國、英國等においても一部において相當盛んに行はれてゐる。

その四としては、右の諸因の外に圓の先安見越、その他わが財界、産業界に對する認識不足に基づく海外の買控へとか、勞働力が軍需品關係工業等の所謂股販工業へ偏重し輸出産業方面の勞働力が不足してゐるとか、或ひは船腹の調達が不圓滑であるとか等の原因も錯綜してゐるものと考へられるのである。

(四)

以上が大體我が國貿易の現状であるが、戦時貿易政策の目標とするところは、單に消極的に國際收支の均衡を圖るといふことよりも、寧ろ積極的に國際收支の均衡を圖りつゝ輸入力を可及的に増大する、即ち、現状を以てすれば第三國向輸出の維持増進を圖るといふことにあるとはいふ迄もない。従つて政府においては從來の輸出振興施設に加へこの時局に際し特に種々の對策を講じてゐるのである。次にその概略を述べることとする。

第一に輸入許可事務の一元化である。

即ち、原料品の輸入手續を圓滑且つ迅速ならしめるため、爲替許可事務と輸入許可事務の聯絡上、大藏省爲替局の一部を商工省の建物内に移し兩者の連絡を密接にし、更に輸入許可規則を改正して從來の甲號、丙號を廢し

手続を簡略にすることにしたのである。

第二に輸出用原材料の確保の方策である。

現在このためには「週報」第百七號にも掲載されてあるやうに、切り詰めた外貨の中から折角輸入された物が國內に流用されることは面白くないので、いろいろの措置を講じて居り、更に今後一層その萬全を期するために鋭意努力してゐるのである。

現在採つてゐる方法の一つは「リンク制」の採用である。これは輸出向に使用される輸入原料の配給を円滑ならしめるため、曩に羊毛製品の輸出振興策として採用された制度であつて、輸出された羊毛製品に對しその中に含まれる相當量の羊毛輸入を認め、右によつて輸入した數量だけの羊毛は、一定期間内に製品として必ず輸出するといふ所謂「リンク制」であつて、その後、商品によつては若干趣を異にしてゐるものもあるが、この制度を綿製品、人絹製品、刷子、マニラ紙、化粧石鹼等の輸出品にも採用してゐる。

次の措置は「保税工場制度」の利用である。保税工場制度は輸出用原料が確保される一方法であるから、この制度を利用し保税工場が積戻しの目的を以て貨物を輸入せんとする場合は、爲替許可を特に寛大にしてゐるのである。

第三の措置は「外國爲替基金」の設定である。日本銀行が正貨準備として保有してゐる八億餘圓の金の中から、三億圓を特別にさいて外國爲替基金を設定したのは、輸出用原料の輸入資金の調達を容易ならしめるためにあるのであるが、これは「商品別リンク制」、「保税工場の特取取扱制度」その他内地轉用防止策の決定したるものにつき、その輸入資金として利用せしめることとしてゐるものであつて、輸出用原料確保の種々の方法の運用を圓滑ならしめるにある。

第四の措置は「輸出雑品用原料の手當」問題である。輸出雑品用の原料は輸入制限の強化によつてその手當が最

も困難となつたものであるが、本邦貿易におけるこの種輸出品の占める地位の重大なるに鑑み、或ひは輸出雑品原料の輸入につき爲替管理上特別の用心を加へ所謂誘ひ水的にその輸入を許可し、或ひは府縣廳と商工省と特に密接な連絡を圖つて當該府縣の産業の所要量を調査し、その配給に特別の考慮を拂ふ等輸出雑品の原料手當を可及的に圓滑ならしめるやう努力してゐる。しかしこれはなほ萬全とも考へられないので目下鋭意對策を考究してゐる次第である。

第三は物價割高の是正である。

輸出品の價格を直接的手段により引下げると、兎角、海外よりダンピング視されるので、一般的に國內價格を統制する手段を探り販賣價格に關する取締規則の制定その他必要な措置を講じて價格を統制することとしてゐる。

第四は貿易金融對策である。

これについては従來の輸出補償制度を擴充し、或ひは適用市場を全世界に擴充し、或ひは補償料率を引下げるとともに、「輸出資金前貸損失補償制度」を新設して貿易金融の一層の便を圖ることにしてゐるのである。

第五は對日經濟壓迫對策である。

對日經濟壓迫に關する海外市場の情勢に鑑み、これが對策として一般的な外交方策による外に關係方面と緊密な連絡を執り、華僑の商權強き地方に對してはその地方に對する邦商の商權擴張策に政府から便宜を與へ、對日悪感情を抱きまたは我が財界經濟界に對する認識不十分な市場に對しては、貿易斡旋機關や民間團體等を通じて外國の認識是正に努める等、いろいろの目に見えない努力を拂つてゐるのである。

第六は所謂「ブロック」に對する輸出制限である。

前述の如く、對「ブロック」輸出は本年において異常の増加を示してゐるので、輸入原料による製品は、これを出

來るだけ第三國に振向けしめ、第三國よりの輸入力を増大する見地から、差當り或ひは規則により、或ひは配給統制により、關滿支向に對して現地の必要量を超えての輸出を抑制してゐる。尤も所謂「圓ブロック經濟」建設の必要なることはいふまでもないので、可及的速かにこれをその常道に歸す要がある。これがためには圓ブロック圏内の資源開發の工作を進捗せしめ、これらの資源の本邦への輸入を促進することが先決問題であり、圓ブロックへの輸出の抑制方策の修正は圓ブロックよりの輸入の促進と併せ考究すべき問題であらう。

第七は其の他の一般的施設である。

その一は昨年以來「海外市場調査團」を派遣してゐることである。即ち昨年においては近東、東阿、西阿、南米方面に五班を派遣したところ、當該地方に對するわが貿易の今後の進め方に關し相當の實績を收めたので、本年も印度、中米、北米に三班を派遣することとし、いづれもこの九月に出發してゐる。その二は「貿易斡旋所」の増設である。貿易斡旋所は昨年十四ヶ所開設したのであるが、本年は更に十二ヶ所を増設しこれが制度の一層の活用を圖ることとなつてゐる。

以上がこの時局に際し差當つて執つた對策の概要である。これらの諸對策が實を結んで貿易面に現はれるには、なほ時日を要すること勿論であるが、現下わが國の輸出貿易は最早單なる輸出のための輸出に非ず、輸入力を増大し戰時經濟の圓滑なる運行を圖る重大使命を有するものであるから、その戰時經濟における重大性は到底上述したやうな方策のみによつて満たさるべきものではなく、更に方策の徹底を圖るとともに複雑なる産業の機構と密接なる調和を圖らなければならぬことはいふ迄もない。従つて、そのためには政府でも充分の用意を要すること勿論であるが、國民も更に一段の覺悟と緊張とを以て政府に一致協力せられることを切望してやまない。



青年團運動の新動向

文 部 省

(一)

事變勃發以來、全國青年團においては、それらの地方において、戦歿軍人の遺族並びに出征將兵の家族のための勞力奉仕、出動軍人に對する感謝激勵並びに慰問袋の發送、或ひは軍役の奉仕、防護、軍機保持、思想戰對策等國民精神總動員運動の第一線戰士として、嘗て見ない活潑なる活躍をなしつつある。この間において大日本聯合青年團は、國策遂行に對應して青年團の敏捷正確なる運動を期すべく指令・論達を以て、或ひは時局實行要目を作成して地方青年團の嚮すべき方針を示し、進んでは不用雜誌、古新聞の蒐集による飛行機獻納運動、事變ニュースの正確迅速なる傳達を期するため、全部落青年集會所並びに公會堂等に對するラヂオ受信機の普及運動、軍役奉仕慰問團の派遣等、時艱克服を期する劃期的な動きを見せてゐる。

(11)

大日本聯合青年團において、本年度特に留意すべき事項としてあげられたものは、現下青年團の指導精神を示すものであつて、その主なるものは左の如くである。

- (一) 青年團指導者の設置を奨励し、指導力を錬成すべき施設を企畫し、青年團組織の整備と指導網の充實強化を圖ること
- (二) 青年團運動に對する正しき認識を把握せしめ、熱烈なる青年團精神を總動員し、系統ある團體としての機能を發揮すること
- (三) 青年團の生活訓練により、社會風潮を刷新し、郷土民に對する生活指標を掲げ、興國の氣風を作興し、以て新日本生活道建設の先驅たらしむること
- (四) 武士道及び古來の青年競技を奨励して青年團體育運動を振作するとともに、體力検査を實施し、體位の向上を圖ること
- (五) 青年をして海外發展の氣魄を練り、平素これが訓練

を以て、遠大なる思想の實現實行に資すること
(一) 勤勞倍加、技能修練、資源開發、土地調整等に關する施設を行はしめ、産業經濟總動員の推進力たらしめること
かゝる中央の企畫に應じて全國青年團においては、それ〴〵地方の情況に即し、郷土獨自の指導細目を作成し、銜後活動に萬全を期しつゝある。

(二)

皇國未曾有の大事變に遭遇し、全國青年團員は日本青年たるの眞面目に生き、國威宣揚の一礎石として勇躍銜後の完壁を期しつゝある時、九月二十六日より三日間大日本聯合青年團第十四回大會を開催せられて、青年團運動をして更に一段と時局に即應せしむべく、なほ進んでは、この歴史的な一大轉換期にある皇國の將來に對處し、全日本の若人を團結し、積極的に青年團としての任務遂成に邁進すべき固き覺悟を示した。本大會は從來に見ない意義深き大會であつた。

畏くも秩父宮殿下には、同大會に御台臨遊ばされ、次の如き有難き御言葉賜はつた。

秩父宮殿下ヨリ賜ハリタル御言葉

時局非常ノ此ノ秋元氣瀟灑タル全國青年團代表諸子ト一堂ニ

と解し得られるのである。

大日本聯合青年團綱領

- 一、我等ハ大日本青年ナリ 皇國ノ皇威ニ則リテ忠孝ノ精華ヲ發揮シ 同心團結以テ國運ノ進展ヲ期ス
 - 一、我等ハ大日本青年ナリ 養正大和ノ精神ヲ一貫シテ隣保協同厚生ノ實ヲ舉ゲ 共勵切磋道義世界ノ建設ヲ期ス
 - 一、我等ハ大日本青年ナリ 心身ヲ鍛鍊シテ進取明達力ヲ研究創造ニ效シ 勤勞奉公各自職分ノ遂行ヲ期ス
- 即ち第一の條目は青年團の根本精神を述べたもので、大日本青年たるの自覺の下に建國以來の大理想、大精神に則つて一切の行動を律し、よく忠孝の精華を發揮し心を同じうし團結を鞏固にして國運進展に寄與すべきことを強調したものであり、第二の條目は八紘一宇の大理想に基づき養正大和の精神を一貫して隣保協同厚生の実を挙げ、互に切磋琢磨して道義世界を建設すべきことを強調し、第三の條目は青年各自が日々實踐すべき要目を示したもので心身を鍛鍊し旺盛なる精神力を養ひ研究創造に力を致し、勤勞奉公各自の職分を遂行すべきことを強調したものである。

相見ニ齊シク銜後奉公ニ赤誠ヲ效シツツアルヲ聞クハ欣快トスル所ニシテ且又朝鮮及臺灣兩聯合青年團新ニ結成加盟シ茲ニ全國一體ノ實現ヲ見ルハ慶賀ニ堪ヘズ

我國ハ不幸ニシテ兵ヲ隣邦中華民國ニ進ムルノ已ムナキニ至リ既ニ年餘ニ及ベリ是レニ東亞ノ安定ヲ確立シ世界平和ニ寄與セントスル不動ノ國是ニ基クモノニシテ前途尙遠遠ナリト謂フベク事變終末ヲ告グルモ更ニ幾多ノ艱難ニ遭遇スベキコト亦覺悟セザルベカラズ而シテ此ノ重大ナル使命ヲ遂行セシニハ舉國一致不退轉ノ決意アルヲ要ス念フニ青年團員ハ之ガ中核タルベキモノニシテ國運ノ將來ハ實ニ其ノ雙肩ニ繫レリ諸子宜シク此ノ重責ニ頤ミ兼ニ賜ハリタル 令旨ヲ奉體シ青年團ノ本義ニ違ヒテ一層ノ精勵ヲ加ヘ直而シテ難局ヲ克服セシコトヲ期スベク幹部各位亦青年團ノ實績ガ其ノ指導如何ニ俟ツモノ多キヲ思ヒ必ズ自ら修メ率先シテ能ク職責ノ達成ニ努メ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ランコトヲ望ム

まことに現下青年團の嚮ふべき大道を昭示し給へる有難き御言葉であつて、感涙に咽んだ全國青年團員は誓つて御期待に副ひ奉るべく、一大決意を固めたのであつた。この大會において大日本聯合青年團が今後の青年團運動の依るべき精神的基調として、次の如き新綱領を宣示したことは、御言葉の御趣旨に應へ奉らんとするもの

(三)

從來の大日本聯合青年團の綱領に現はれた精神的基調は、單に純眞とか、若いとか、希望に燃ゆるとかの所謂青年性一般については強調せられてゐるのであるが、新らしい綱領においては前述の如く日本の青年たる自覺と心構へを強調し、青年の一切の行動は、この初一念の確立の上に顯現せられねばならぬことを期し、青年團も亦かゝる青年の責任協同體としての組織であることを明らかにしてゐる。

現下の我が國は、世界再建の歴史的使命遂行の聖戰途上にあり、この榮ある國の青年と生れ來て、よく臣民道を完うせんためには、三千年の光輝ある歴史の上に長養せられたる日本精神に立脚し、これを深め昂むるとともに、これを實踐に具現することによつて日本青年本來の使命が達成し得るのである。この意味において新綱領は、青年團の劃期的なる前進として注目すべきものである。

即ち直接に時局打開の擔當者として、より積極的な建設的な任務を遂行するため、青年團が國家の必要に應じて青年を動員し、平素の訓練を通じて涵養せられたる團

體的精神と組織的なる行動とを以て、その任務の遂行に挺身することが強調せらるゝに至つたのは、實にこの現はれであつて、新綱領に「隣保協同厚生ノ實ヲ擧ゲ共勵切實道義世界ノ建設ヲ期ス」と力説するものも亦このことに外ならない。

かくの如く、我が國青年團運動は、事變を契機として、躍進的なる動向を現實に示しつゝあるが、これ等を説明するものとして、前述せる第十四回大會における宣言決議等を掲げることが出来るのであつて、現下時局多難に際しての青年團の活動には、多くの期待を懸くべきものがあるのである。

宣言

皇國出師以來茲ニ年餘武漢攻略將ニ成ラントシテ事變ハ今ヤ新段階ニ入レリ然レドモ時局解決ノ前途尙遠遠全國青年相率テ志願ヲ團結シ赤誠ヲ傾ケ長期建設ノ決意ヲ新ニセザルベカラズ

茲ニ劃期的ナル第十四回大會ニ當リ畏クモ秩父宮殿下ノ御臨臨ヲ辱ウシ特ニ有難キ御言葉ヲ賜リ現下青年ノ踐ムベキ道ヲ明示シ給フ寔ニ恐懼感激ニ堪ヘズ
惟フニ今次ノ聖戰ハ蔣介石政權ノ不遜ナル行動ヲ一掃スルノミニ止ラズ人類共存ノ本義ヲ波却シ皇國ノ進運ヲ阻礙セン

トスル一切ノ禍根ヲ東亞ノ天地ヨリ拂拭シ日滿支ヲ通ズル物心一如ノ道義體制ヲ確立セントスルニ外ナラズ我等ハ今新ニ宣示セラレタル綱領ヲ體シテヨク宇内ノ大勢ト時局ノ本質トヲ正視シ第一線ニ奮闘スル皇軍將兵ノ心ヲ心トシ自體洋勵奮ツテ

天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス
右宣言ス

決議

- 一、帝國ノ英靈ニ對スル抑ヘ難キ畏敬欽慕ヨリコロヲ郷土ニ迎ヘ祀リ居常其ノ忠烈ヲ仰ギ皇國精神ヲ體現ス
 - 一、傷兵軍人ノ勳功ヲ仰ギ日常行動ノ實踐ヲ通ジテ永ク其名譽ヲ讃ヘ懇ニ其ノ再起奉公ヲ接護シ以テ感謝ノ誠ヲ捧グ
 - 一、唯物功利ノ思想ヲ排シ國家經濟總力ノ増大ニ資スベキ一切ノ國策ニ順應シ生産増加、資源愛護、貯蓄勵行等經濟報國活動ヲ率先躬行ス
 - 一、雄渾敢爲海外發展ノ志ヲ堅持シ、東亞協同體建設ニ挺身シ盛ニ與國ノ氣風ヲ振起ス
 - 一、進ンデ統後警備ノ確保ニ任ジ、自肅自戒軍機ヲ嚴守シ苟クモ流言間諜ノ乘ズル餘地ナカラン
- 右決議ス

今次事變と我が制海權

海軍省海軍軍事普及部

事變はいよいよ新たな作戦の段階に入った。

本稿では、今事變における我が海軍作戦行動の個々の場合についてではなく、総合的に皇軍作戦の全般に亘りその山つて立つ基礎であるところの「制海權」について簡単に解説を試み、動もすれば皇軍の海陸空における輝かしい戦果に掩はれて、忘れられ勝ちな制海權について、我が國民一般の注意を喚起したいと思ふ。

そも「制海權」を掌握するといふこと、或ひは「制海」といふことは、平たくいへば、國家が國家生命の獨立、生存、發展のために必要とする範圍の海を他國から妨害を受けることなく、安全に利用し得るといふことであつて、海軍力存在の理由は、實にこゝに存するのである。

我が日本はいふまでもなく、四面環海の海洋帝國であつて、日本國家の存立と繁榮は海に依存し、海は我が日

本の生命線である。故に帝國海軍の使命が、いかに重大かつ大であるかは、これまたいふまでもないことである。

今次事變の當初、支那には巡洋艦九隻、砲艦二八隻、河川砲艦二三隻、その他合計一〇六隻約七萬噸の海軍兵力があつたが、もとよりこれ等は精銳なる帝國海軍の前には殆んど無力の存在であつて、支那の艦艇は、或ひは揚子江の上流に、或ひは珠江の奥に整伏して、幾何もなきその餘命を長らへてゐたのである。

かくて帝國海軍は支那海軍を撃滅する迄もなく、最初から日本の近海は勿論のこと、黄海、東支那海、南支那海等、廣くいへば西太平洋の制海權を確保してゐたのである。

こゝに一つ特に注意を喚起して置きたいことは、今日の海軍は、世界大戰當時と異り、航空母艦があり、また軍

艦にも飛行機を搭載して居り、海軍航空兵力が海軍力を構成する重要な要素となり、従つて今日の制海権といふものは、かつて英國海軍が「七つの海を支配してゐる」と豪語した當時のやうな平面的なものではなく、制海はまた制空の意義をも含んでゐるのである。こゝにおいて今事變勃發當初において、既に支那近海の制海並びに制空が帝國海軍の手に確保されてゐたといふことが出来る。

昨年七月七日北支事變が勃發するや、帝國海軍は機を失せずこの制海制空の實権を確保して我が陸軍の輸送掩護に任じ、直接渤海灣頭の戦闘にも参加したのであつた。我が忠勇なる陸軍部隊は往年日露戦役における常陸丸、佐渡丸のやうな悲劇の發生を心配することなく、安心して海を越え、勇躍戦場に進撃して、劣勢なる我が北支駐屯部隊の危急を救ひ、且つ支那側の企圖した我が居留民殺害計畫を畫餅に歸せしめた。次いで一ヶ月餘を経過した八月十三日、支那軍の挑戦によつて、上海戦が開せられ、爾來一年有三月、戦局は益々擴大せられて今日に及んでゐることは周知の通りである。

この間、太平洋の制海権を確保せる我が日本の、地理的、戰略的地位が、多彩なる皇軍作戦の全般に對して、

いかなる基礎を提供してゐるか、こゝに今事變の成跡に徴して聊か所見を申述べてみたいと思ふ。

第一に、我が日本は、いざといふ時、何時でも攻勢に出ることが出来るのである。陸・海・空渾然一體の皇軍が、戦場たる敵の國土に向つて急速に進撃し得るのである。これに反して、敵は我が寸土といへども侵し得ず、終始守勢の地位に立たざるを得ないのであつて、このことは、獨り今次事變においてばかりでなく、過去における數次の聖戦が明示してゐるところであり、これは、全く帝國海軍が西太平洋の制海権を確保してゐる結果に外ならない。

顧みれば、昨年八月九日、上海戦勃發の契機となつた彼の慘虐なる大山大尉事件は、北支事變以來、支那側の飽くなき暴戾に對して、隱忍に隱忍を重ねて、ひたすら事件の不擴大に努め來つた皇國への一大警鐘であり、また最悪の場合に處し、満を持して待機の姿勢にあつた帝國海軍への最後の信號合圖ともなつたのである。

その翌日十日には既に、我が艦隊の精銳は東支那海の怒濤を蹴つて、一路風雲急を告げた上海に向け急行中であつた。そして八月十三日午後四時五十五分、我が陸戦

隊本部に對する支那軍の大砲攻撃によつて、遂に上海戦闘の火蓋はきつて落され、大川内上海特別陸戦隊司令官から、いかにも海軍流の「全軍警戒、戦闘を開始せよ」の歴史的命令が下された時には、既に我が増援陸戦隊の一部先陣は上海に上陸第一歩を印して、寡勢なる我が固有の上海特別陸戦隊に協力することが出来たのである。

爾後我が増援陸戦隊は續々と上海に到着し、十數倍に餘る敵を邀へて勇戦力闘、遂に克く果敢の危機を切抜け、やがて八月二十三日には我が陸軍部隊の吳淞敵前上陸を見るに至つたのであるが、この時敵の兵力は實に二十萬を算してゐたのである。

當初敵は開戦と同時に一舉に我が三千にも足らぬ上海陸戦隊を殲滅し、同時に我が居留民を擧殺しようといふ計畫したのであるが、我が陸戦隊の勇猛に敵し得ず、敵としては的が外れて意外にも手間取つてゐる中に皇軍は海を越えて怒濤の如く殺到する、増援陸戦隊ばかりでなく、我が陸軍部隊も進撃するといふ段取になつてしまつた。そして敵の大それた作戦計畫は畫餅に歸し、上海戦の初期において既に大勢は定まつてしまつたのである。これ個に御秘威の下、皇軍將兵の奮戦力闘の賜ものであることは申す迄もないことであるが、一方、我が制海の恩澤、

そして我が海軍の優越せる機動力と海上の大輸送力の御蔭であるといひ得るのである。

敵に對して攻勢を執るといつても、軍隊が進撃する場合は、常に後方の連絡、兵站線の安全確保といふことが絶対必要條件であり、これ無くして軍隊の進撃は不可能である。そして制海権を確保せる海上ほど安全な兵站線はなく、しかも海上の交通路輸送能力は實に無限大である。これに反して制海権を確保せざる海上は安全なる兵站線とはなり得ないことは又自明の理であらう。嘗て滿洲の野に戦つた日露の戦闘の勝敗は、一條のシベリア鐵道の輸送力と我が日本の無限大なる海上輸送力の差によつて決せられたのであるとさへいはれてゐる。

今事變においても、皇軍は何等後方に對する懸念なく、海を越えて支那沿岸二千八百五十哩の海岸線の何處へなりと隨時進撃することが可能なのである。

かの吳淞、杭州灣、白茆口の敵前上陸をはじめとし、支那沿岸或ひは江岸の各地における壯烈なる敵前上陸は、世人の記憶になほ新たなるところであらうと思ふ。殊に最近敢行された廣東攻略に對する我が渡洋進攻作戦は、海軍力の殆んど無力な支那を對手とはいひながら、我が制海権に全幅の信頼を置き、これを活用した典型的作戦

の一つである。

一日に廣東攻略と簡單にいふが、この南支における抗日の一大據點たる廣東は、我が長崎から約千五百里、臺灣の馬公から約四百里、炎熱瘴癘の亞熱帶地である。この南十字星の輝く南支の涯に、はるく渡洋進攻作戦を敢行することは、圖上の演習とは異り容易の業ではない。殊に近代武器と、軍の裝備の異常な進歩發達とは大兵力を以てする大遠征を益々困難ならしめつゝあるのである。輸送船隊は單に軍隊を輸送するばかりでなく、軍馬、戰車、その他必要な武器、彈藥、軍需品が山の如くある。かつて世界大戦に際し、帝國海軍はその當時は我が友邦であつた英國のために、印度から遠洲から或ひはニュージブランドから歐洲戰場に向け軍隊を護送し、我が海軍の護送した人員のみでも延人員八十萬人に及んだのであるが、かの場合はその儘敵前上陸を敢行して直ちに戦つたのではなく、今回の我が南支作戦の如き同日に談ずることは出来ない。

我が今次の南支作戦は周知の通り、〇〇隻より成る輸送船隊並びに護衛艦隊が、威風堂々モンスーン季に入つた南支那海を駆して、しかも隱密裡に渡洋進攻作戦を敢行し、十月十二日拂曉、突如バイアス灣頭にその雄姿を

現はしたと見る間に、上陸した皇軍は一陣の風の如く動いて、旬日にして廣東城頭に日章旗を轟したのである。これが世界の驚異でなくて何であらうか。

本作戦のこの驚異的戦果は、天佑日本の恵まれた情況の下に、克く海陸協同作戦の眞髓を發揮した必然の結果であつたが、そもく本作戦の由つて立つ基礎が、帝國海軍の確保せる搖ぎなき西太平洋の制海權に外ならないことは自明の理であつて、世界の均しく肯定するところである。萬一、南支那海における我が制海權に、いさゝかでも脅威を感じ動搖を來すやうなことがありと假定したならば、本作戦の計畫並びに實施は不可能であつたらう。また我が海軍航空隊についても、我が艦隊の完全なる制海の下においてのみ速く南支の空にその羽翼を延ばして、今回の如き特に目ざましい活躍を續けることが出来たのである。即ち制海なくして制空なしと斷定するを憚らな

われは皆て歐洲大戦において、眇たる一ドイツ潜水艦U廿一號が、ガリポリ半島に上陸軍掩護中の英艦隊トライアンフ及びマゼスチック並びに佛裝甲巡洋艦アミラル・シャルネを撃沈して、遂に聯合軍側をしてガリポリ半島作戦を放棄せしめるに至つた史實を回顧するま

でもなく、日露戦役當時の我が常陸丸、佐渡丸の悲劇を想起すれば、この間の消息を知るに足ると思ふ。

即ち島帝國日本にとつて、西太平洋の制海權は絶対的の價値を有する。以上を一口に要約すれば、支那大陸に進撃奮戦中の皇軍は、海・陸・空の別なく、すべて我が搖ぎなき制海權の下に護られてゐるといふ事實である。

第二には、帝國海軍の確保せる制海權の上に、我が海軍航空部隊をして、その羽翼をいやが上にも全支大陸の空に延ばさしめ、眞に時代を劃する活躍をなさしめてゐる事實である。

もつとも、我が海軍航空部隊の一部は周知の通り、我が國土の飛行基地から渡洋空襲を執行してゐるが、移動飛行場たる航空母艦を基地とする我が海軍航空隊並びに多數の艦載機は、支那沿岸に沿うて、南へでも北へでも、必要に應じ、我が艦隊の行くところを直ちに基點として、速くその翼を大陸奥地の空に延ばすことが出来るのである。故に我が方が、未だ支那大陸に基地を持たなかつた當時においても、我が海軍航空部隊は全支の空を縦横無盡に翔け巡つて、輝かしい戦果を収め得たのである。その後戦局の進展に伴れて、我が航空部隊が支那沿岸または

奥地に、その飛行基地を獲得するに至つてからも、その基地そのものが、現地の海軍または陸軍の掩護の下にあることは勿論であつて、凡そ我が本土から遠く海を隔て、支那大陸に進撃、奮戦中の皇軍は、ことごとく我が制海權の下に護られてゐるものであることはいふまでもないことである。

凡そ航空戦は戦争の起ち上りにおいて、敵に致命的打撃を與へ得た側に勝利があるといへるのである。爾後の補充再建必ずしも不可能ではないが、一敗地に塗れた後の空軍の再建は至難といはねばならぬ。日支戦闘開始の初期、我が海軍の制海の下に、一齊に立ち上つた海軍航空部隊が、一舉に敵空軍を撃破して一大痛撃を與へ得たことは、その後、敵空軍の再建を絶望的ならしめ、その潰滅を速かならしめた要因であつた。今日までに海軍航空部隊のみによつて撃墜爆破した敵機数は實に約千四百機にも及んでゐるのであつて、これに更に陸軍航空部隊の分を加へるならば、既に敵空軍に對する殲滅戦が完了されたことが明らかにされよう。

第三に、海軍本來の任務たる制海によつて、敵國沿岸の主要なる都市、要港、島嶼等を占據し、敵國の海正面

よりする外部との交通を遮断してゐることである。たゞ現在は支那船舶のみに對する沿岸交通遮断、即ち所謂「平時封鎖」を行つてゐるので、援蔣の強國船舶は、白晝大手を振つて、抗日支那に武器、彈藥その他軍需品等を供給しつゝある狀況であるが、これが若しも宣戰を布告した戰爭であつたならば、制海の威力と効果は、更に顕著に發揮される筈である。しかしながら、これも今事變の特異性に外ならないのであつて、聖戰終局の目的が、幾すか斃されるか、喰ふか喰はれるかといふやうな、西洋流の戰爭論に立脚するものでなく、あくまでも日、滿、支の親善提携と共存共榮にあり、正しき明るき東亞永遠の平和をうち建てることにあるのに外ならないからである。

第四に、今事變において、地理的に、戰略的に、また戰術的にみて最も興味ある顯著な事實は、支那大陸に東洋第一の大河揚子江が存在することである。源を遠く西藏高原に發するこの三千二百哩の大河は、數多の支流、湖沼を合せて東海に注ぎ、古く「南船北馬」といはれる言葉の通り、支那の交通の幹線を成して居り、しかも江岸の要衝は、抗日支那の政治、經濟、軍事、文化の中樞であつて、その大動脈、心臓部に外ならない。この大河あるが

故に、帝國海軍は支那大陸の奥地深く、世界戰史に比類なき海陸協同作戰を實施し得るのである。そして抗日支那にとつては、これ以上の痛手はない。即ち支那の生命線たる長江三千哩の大河は、皮肉にも我に海陸協同作戰の舞臺を提供してゐるわけである。かの上海戰においても、揚子江の支流黃浦江の存在が、我が支那方面艦隊の艦砲の威力とその神速なる機動力を十二分に發揮せしめ、いかばかり支那軍を苦しめたかは想像に餘りあるところである。爾後南京攻略戰に次いで、武漢三鎮の攻略戰において、長江は我が遼江部隊、陸戰隊、海軍航空隊並びに陸軍部隊の進撃路となり、又兵站線ともなり、この長江を樞軸とする陸海軍の協同作戰こそは、周知の通り、世界戰史に比類なき一大偉觀を呈したのである。

かくて今や武漢三鎮は陥落して、長江六百哩の支配權は、皇軍の手に歸したのであるが、この支配權は、即ち制海權の延長に外ならないのであつて、「制海權は沿岸のみならず、大陸の奥地に浸潤する」との理論を如實に立證してゐるのである。

排除しつゝある現實の事態を正視すべきことであつて、今さら申述べるまでもないがこのことは島帝國日本として、われわれの永遠に忘れてはならぬことである。

以上述べて來た通り、擡げなき我が制海權の基礎の上に築き上げられてゐるところの、皇國の地理的戰略的優位は、皇國の防上に不敗の地歩を與へてゐるのであつて、帝國海軍が西太平洋の制海權を確保してゐる限り、我が日本は、世界中何物も恐るゝところは斷じてあり得ないのである。列強は夙にこの理を知つてゐるが故に、日本の大陸發展を阻止すべき唯一の手段として、我が海軍力を劣勢化しようと腐心焦慮してゐるのであつて、過去における數次の軍縮會議は、實にこれがために外ならなかつたのである。

このことは決してわれわれの獨斷ではなく、英米兩國の當局が憚るところなく、天下に公言してゐるところである。然るに、抗日支那は、愚かにも遠交近攻の策を探つて、外に國もあらうに、支那自身にとつて敵に廻せば、世界中で最も恐るべき最強の國家、日本を敵に選んで挑戰し、さうして自ら敗れた。これは何故かといへば、支那に對して、獨力、海陸空渾然一體の大軍を進

めて猛攻撃を敢行し得る國家は、世界廣しといへども、日本以外にあり得ないからである。英米の大軍備を以てするも、支那にとつては日本以上の強敵では斷じてあり得ない。この地理的事情を無視し、この兵理を悟らずして、國を誤つた抗日支那の無智はまことに憫むべきであり、その運命は悲惨であるといふべきであらう。

われら日本國民もまた、自らの立つてゐる脚下を正しく認識して、正を履んで恐れるところなく、聖戰終局の目的達成に勇往邁進しなければならぬ。そして東亞再建の鴻業を成就する上に、われら國民のなさねばならぬことは多々あるが、事變を繞る現下の國際情勢に鑑み特に海陸軍備の充實強化は喫緊の要務であると信ずる。

殊に西太平洋の制海權は、先にもいつたやうに、我が日本にとつて絶對的の意義を有するものであつて、帝國海軍は、西太平洋における限り、いかなる侵略國の艦隊をも撃滅し得る内容を持つてゐなければならぬのである。このことは、今や「一面戰闘、一面建設」といふ今事變の現段階においては勿論、我が日本帝國永遠の將來に亘つて、國防上不動の鐵則であることを確言する。

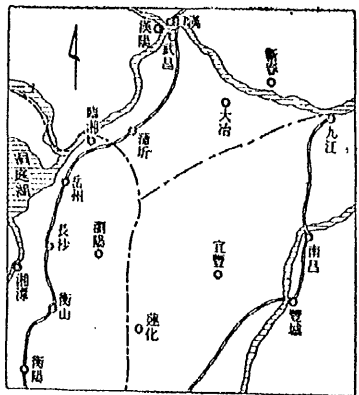
各地掃蕩戰

陸軍省情報部

中支方面

一 敵情

江北の敵の一部は今なほ大別山系中に残存し遊撃戰を企圖してゐる。その大部分のものは我が包圍圈を逃れて雜軍を主體とするものが、漢口西方漢水の線及びその以西の地區に退却して、目下整理中の模様である。今次の戰鬪によつて約半數のものが戦力を失つたものと思はれる。



江南の敵は一部遊撃部隊が我が軍の前面において抵抗を企圖してゐるが大部は南昌及び長沙衡陽方面に後退した。この方面の敵の損害は甚大で約八割のものが戦力を失つたものと判断せられる。

かく多大の損耗を出せること、補給の困難益々増大せること及び武漢、廣東の極重要都市失陥による精神上の打撃とは頗るに敵一般の士氣を沮喪せしめてゐる。

二 岳州方面

十一日岳州を占領した我が軍の一部隊は、更に追撃を續行し岳州東南方新開塘に迫りつゝある。

三 京漢線西方

京漢線西方浙江省附近に在る我が軍は、十二日夜及び十三日敵の來襲を受けたが共に多大の損害を與へてこれを撃退した。その一部隊は十三日拂曉、馬鞍山を迂迴し浙江省西北及び南方地區に進出し小浙河右岸の敵と交戦中である。

北支方面

五台山共產軍根據地及び垣曲(山西省黄河北岸)方面は我が軍の大討伐により敵の活動は漸次消極化して來た。然し河北平地における匪團は漸次赤化しその勢力を擴大してゐる。

また瀋安平地(山西東南部)及び道清鐵道方面(河南北部)の敵は黄河對岸よりの支援を受けその活動依然活潑である。

その他各地における不斷の討伐肅正の結果治安は漸次良好となつて來てゐる。

南支方面

一 敵情

廣東附近から敗退した敵は廣東北方約三十里新豐、清遠の線以北に後退集結せる模様で、同地附近には目下陣地を構築中とのことである。また廣東西方地區四會、肇慶方面にも敵の守備線がある模様である。

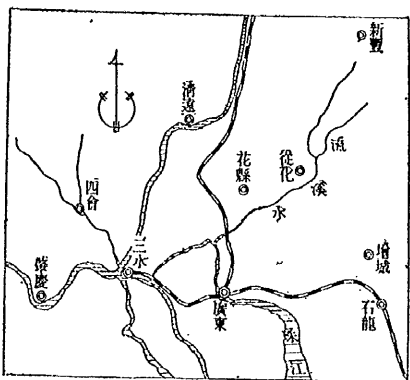
惠州附近には敗殘部隊が出沒してゐる。

二 我が軍の行動

各部隊は廣東周邊の殘敵を掃蕩中である。

廣東附近は概して平穩である。

廣東北方地區に蠢動する敵に對し、十一月六日夕方から行動を開始した我が軍は、粵漢線方面より流溪水を敵前渡河し、七日敵を包圍して敵に多大の損害を與へ、さらに花縣を占領して敵策動の根據を覆滅した。この戰鬪において敵に與へたる損害は、遺棄死體七、八百、鹵獲品架橋材料二車、分、ガソリン二千、機關銃小銃等多數があつた。我が損



害戦死五名、戦傷四名である。

飛行隊の活動

十一月十五日拂曉、我が原田飛行部隊の一部は長驅蘭州を奇襲し敵戰鬥機の抵抗を排除し、その二機を撃墜し、飛行場を爆撃多大の効果を収め全機無事根據地に歸還した。

殘敵剿滅戰を續行

海軍省海軍軍事普及部

廣東並びに武漢三鎮陥ちて、今や蔣政權はその豪語する
とせざるとに拘らず、又第三國の援蔣の有無に拘らず、もは
や一地方政權化したことは争ふべからざる眼前の事實であ
り、その抗日軍隊亦叛亂軍的、匪賊的存在と成り了つた。
全支に亘り各地に進撃中の皇軍は、蔣政權並びに抗日支
那軍の潰滅を見ざる限り飽くまで鉦を收むるものではな
いが、今や新東亞建設の諸工作と並行して、一面進撃、一
面戦果の總決算を必要とする段階に入り、殘敵剿滅戰は全
支に亘り隨處に展開されつゝある現状である。

我が海軍は、主としてその揚子江並びに珠江遡江部隊及
び海軍航空隊の精銳を以て戰鬪を續行して之に當り、揚子
江上に於ては既に漢口岳州間百三十哩の水路を啓開、江岸
の殘敵を掃蕩したばかりでなく、敵砲艦數隻を撃滅して支
那海軍撃滅戰の總決算をなしつつある。
海軍航空部隊はいよゝその颯翼を擴げ、十一月十五日

四川省城成都に第二回目の空襲を決行して、この地も亦頓
むべからざるを如實に知らしめ、又過般陸軍航空隊がソ支
交通線西北ルート的重要關門たる蘭州を空襲したのに呼應
して、十六日佛印よりする西南ルートの要衝龍州に爆彈の
洗禮を與へ、更に廣西省の大都會柳州上空に現はれて空襲を
決行、物質的には勿論、精神的にも抗日支那並びに援蔣の
佛國に一大痛撃を與へたのである。
かくして今後皇軍は殘敵の剿滅に益々多忙となるであら
う。戦ひはこれからである。

航空戰

十一月十日

中支方面 敵軍の據點瀏陽を襲撃し、大損害を與へたほか、英
德に向つた部隊は敵軍需品貯藏所及び飛行場を破壊した。又他の
一部隊は臨湘、岳陽、岳州附近敵陣地を粉砕。
南支方面 海軍、陸軍附近の敵を攻撃して據點部落の一部を突
上せしめた。

十一月十一日

中支方面に於て左記個所を攻撃、多大の戦果を收めて全機無事
に歸還した。

- (一) 敵軍據點金華驛(浙贛總)に於て貨車群、倉庫及び驛構
内集積物を爆撃した。
- (二) 公安(湖北省南部省境)に於ては集積せる軍需品多數を突
上せしめた。
- (三) 常德、桃源附近にて倉庫群及び疾走中の自動車群を銃
爆撃して自動車多數を猛火に包んだ。
- (四) 石首附近揚子江上に敵砲艦義勝型二隻を大破、一隻を浸
水せしめ、又堅如型一隻を炎上せしめた。

南支方面に於ては内陸密雲深く攻撃困難であつたが、一部隊は
太平、涇遠及び平岡附近の敵を攻撃して多大の效果を收めた。
十一月十二日

中支方面 粵漢線漢沙驛を攻撃、敵兵滿載の列車を粉砕し、又
線路數箇所を切斷した。通城の南方地區一帯の敵大部隊を銃撃。
十一月十三日

中支方面の海軍航空隊の戦果は次の通り。

- (一) 野中大尉の率ゐる金華驛攻撃部隊は貨車群、倉庫群を爆
撃して倉庫五を炎上せしめた。
- (二) 山上少佐指揮の衡陽攻撃部隊は同驛上空に現はれ、貨
車百五十輛を爆破、顛覆せしめ、尙ほその一部隊は新飛行場

附近の高角砲陣地を攻撃して甚大な損害を與へた。

- (三) 宜昌、荆门へ向つた攻撃部隊は飛行場内格納庫及び自動
車群に銃爆撃を加へた。
- (四) 他の攻撃部隊は桃源及び石首附近に於ける偵察攻撃に當
り、敵據點部落兵舎並びに自動車群を爆撃した。

十一月十四日

航空隊の精銳は中支方面浙江省、湖南省の要衝、鐵路及び敵軍
事據點を猛撃した。即ち

- (イ) 浙贛線蘭溪義烏に於て驛施設二、倉庫二及びその他集積
物數ヶ所を爆破炎上せしめた。
- (ロ) 岳州、衡陽間粵漢線上の列車、貨車群多數を爆破、轟地口
(石首西北方)に於ては敵砲艦一、その他三隻を撃沈又は顛覆
せしめた。
- (ハ) 陸軍の作戦に策應した部隊は修水、平江又は太平(安徽
省南部)附近の敵を猛撃してこれを潰走せしめた。

(ニ) 常德附近に於ては軍需品貯藏所數ヶ所を炎上せしめた。
南支方面では昨日四會を攻撃して兵營を粉砕、火藥庫を爆炎せ
しめたほか、本日その精銳〇〇機は遠く南雄(廣東省北部)飛行場
を襲撃し倉庫群の大半及び滑走路を爆破して多大の損害を與へ
た。

十一月十五日

中支方面に於て小谷、林田兩少佐指揮の下に四川省々城成都を

突撃し敵機約十機と壮烈な空中戦を交へてその一を撃墜し、飛行場内格納庫三及び燃料庫一を爆撃し、これに大火災を起さしめた、ほかに地上機六機を粉砕した。我が方は損傷なく悠々全機歸還した。南支方面にては南寧を攻撃し軍事施設その他建物四を爆撃し、これに多大の損害を與へた。

十一月十六日

中支方面 一部隊は粵漢線、株州、衡山間に於て貨車三十輛を粉砕し、又他の一部隊は長沙、株州間の偵察攻撃に任じ貨車倉庫群を爆撃したほか、線路數ヶ所を切斷した。

南支方面 待望の好天氣に恵まれ、一部隊は遠く龍州急襲を決行して市外軍事施設建物に全弾を集中し、又市街側に於て兵營二、その他大型倉庫六、等を爆撃した。

尙ほ別に〇〇機は長驅して柳州上空に現はれ、飛行場格納庫に潰滅的打撃を與へ兵營、倉庫數棟を猛火に包み、又市街中央の江上にあつた數十隻の軍用舟艇中約二十隻を顛覆又は大破飛散せしめた。

江上作戦

十一月十三日

天候回復の機に乗じ、我が海軍湘江部隊は勇猛機雷原の掃蕩を續け、その先頭部隊は雷鼓山機雷堰を突破し、午後三時遂に岳陽(岳州)に突入し、これを占領した。

十一月十四日

武漢陥落直後、一路岳州目ざして進撃を開始し通目に亘る悪天候と風浪を冒して、兩岸の敵を制壓し機雷原の掃蕩を敢行しつゝあつたが、遂に漢口、岳州間百三十哩の水路啓開を完了した。

十一月十五日

揚子江湘江部隊は岳州下流に於て敵砲艦「江貞」(五五〇トン)を捕獲した。

十一月十六日

岳州附近にあつて引續き戦果を擴大中のところ、岳州上流に於て敵砲艦「民生」を鹵獲した。

文部省教員編纂

國體の本義解説叢書

本叢書は現在までに左の五篇を發行す
 一 明治以後 詔勅謹解
 二 日本 儒教
 三 我が國體と神道
 四 我が風土・國民性と文學
 五 我が國體に於ける和

定價 各冊十二錢
 (要 不 附 送)
 内閣印刷局發行
 所込申 内閣印刷局直賣所
 全 國 各 地 官 報 販 賣 所
 國 書 館 店



北樺太石油石炭利権
 關係邦人壓迫問題

外務省情報部

ソ聯邦國內における日本人に對する不法壓迫問題は、既に久しい以前からの問題である(週報第七十三號參照)。殊に、重大視されてゐるのは、北樺太における我が權益である石油、石炭事業に従事してゐる邦人に對する不當な壓迫事件である。

いふまでもなく、北樺太における石油、石炭の利権は、彼の尼港事件の代價的意味を含むものであつて、北樺太の保障占領が解かれた時に、ソ聯邦政府が日本に許したところの貴重な國家的權益で、日ソの國交回復を規定した日ソ基本條約において、明らかに記されてゐるところのものである。即ち、一九二二年以來、ソ聯邦政府が、各國人の好意と協力とを得るために採用された所謂利権讓渡政策によつて定められた一般利権法に基づいて許されたところの普

通の對ソ利権とは、その根本において性質を異にしてゐるのである。

- 一九二五年(大正十四年)の日ソ基本協定と同時に作られた附屬の議定書乙には、北樺太の油田及び炭田の開発に關する具體的の手續が定められてゐるが、更にこれ等の基本條約に基づいて、同年末、我が政府の撰定したところの當業者とソ聯邦政府との間の利権契約に、
- (一) 北樺太の特定油田における探油及び同地東海岸の一千平方露里の地域に亘る試掘を主とする北樺太石油利権契約
 - (二) 北樺太西海岸ドワーエ、マーチ及びウラヂミルスキーの三炭田を主體とする北樺太石炭利権契約
 - (三) 北樺太西海岸アグネウオ炭田の開発を主とする利権契約
- の三つが結ばれたのであつた。
- よつて日本側では、北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業

株式會社の二つの特殊會社が創立され、石油會社は(一)の石油利権を、また鑛業會社は(二)の石炭利権を、それら經營することとなり、爾來、今日にまで及んでゐるのである。いまこゝに問題として取り上げられるのは、この北樺太石油會社及び北樺太鑛業會社の事業に對する壓迫並びに兩會社の従業員に對する迫害事件である。

二

元來、共產主義、世界赤化を目標とするところのソ聯邦は、共產主義排撃、赤化防衛を國是とする日本に對して素より好意を持つてゐないのであるから、日ソ國交が回復しても、なか／＼反目的の態度は改められなかつた。従つて、北樺太の石油、石炭兩會社が事業を開始してから、種々の壓迫や障礙に出會つたのであつた。然し、兩會社の非常な努力は、それ等の困難を克服して、着々と成績を挙げ、事業は年々順調に發展して來たのであつた。即ち、近年では、石油も石炭も年額二十萬噸を産出する程になり、我が産業界に大きな役割を果すやうになつたのである。

然るに、この有望な事業が、一朝にして忽ち大縮小乃至休業をしなければならぬ程の甚大な壓迫が、ソ聯邦當局から加へられるに至つたのである。そして、その原因

が、日獨防共協定に對する報復であるといふに至つては、まことに奇怪至極の事實といはなければならぬ。即ち、一九三六年(昭和十一年)の末、日獨の間にコミンテルンの赤化工作に對抗する協定が結ばれるや、俄かに北樺太における石油、石炭兩會社に對する強壓迫害が加はつて來た。そして、遂に兩會社ともに、昨年以來、從前通りに事業を續けて行くことが出来なくなつてしまつたのである。

かうした防共協定に對するソ聯邦の報復は、勿論北樺太の事業に限つたのではなく、我が外交機關をはじめ、ソ聯邦の全領土に亘つて、公私各方面に及び、また漁業をはじめあらゆる權益、事業に對して、政治的、經濟的、對人的の不法行為、強壓迫害を加へてゐるのであるが、その中で特に北樺太の兩會社に對して加へられた強壓、しかも對人的の迫害は、まことに言語に絶する深刻なものである。

これがために石油會社は、昨昭和十二年度において事業計畫を根本的に變更し、試掘作業を全部中止し、採油作業も大縮小を行はなければならぬ事情に陥つたのであるが、石炭會社に至つては、更に甚だしく、昨年度は遂に事業を中止してゐる實情である。以て、ソ聯邦當局のやり方が、如何に非道なものであるかを窺ふことが出来るであらう。

三

昨年來、ソ聯邦當局が、北樺太において石油、石炭兩會社に加へた暴壓の不法不當な事件は、兩社共にそれ／＼數十件の多數に上つて居り、到底これを一々列擧することは不可能であるが、その中で最も甚だしい實例は、兩會社の邦人職員及び従業員に對する、收監、抑留、出國禁止等である。

これは、北樺太において、ソ聯邦の國內法が他の地方と同じく一律に適用されてゐるために、ソ聯邦當局は、勞働法その他の法規の適用に當つて、これを曲解し、正當な根據もないのに、無暗に多數の邦人従業員を起訴したり、收監したり抑留したりしてゐるのであるが、更にその裁判等に至つては、全く刑事訴訟法等を無視したもので、いづれも不當な重刑を課してゐるのである。勿論、罰金は最高額であり、體刑は二年三年といふ重刑である。のみならず、口實がなければスパイの嫌疑で抑留し、些細のことでも出國禁止を命ずる等、暴壓に至らざるなく、全く法治國では想像が出来ない不法不當が日夜繰り返されてゐる。

昨十二年中に起つた事件で、石油會社の小杉吉榮、谷川太郎の兩氏は、作業中の事故の責任を問はれ、二年乃至二年半の懲役に處せられ、また菅原渉、下村秀士の兩氏はス

パイの嫌疑をかけられて抑留されて居り、また石炭會社の方では、相見富次、菅原清一、尾島周司、小林大助、淺田茂麿の五氏も作業上の責任者として起訴され、裁判の結果二年乃至三年の懲役に處せられ、馬場肇助、川瀬豊太郎、眞島勝次の三氏はスパイの嫌疑で拘禁された。以上の諸氏の中、スパイの嫌疑で抑留された者他は、全部、最近日ソ兩當局の折衝の結果、やうやく釋放されることとなり、近く歸國の筈である。

その他、兩會社の高級職員に對する起訴事件や、出國禁止は無數であり、何百ルーブル、何千ルーブルといふやうな最高額の罰金を課せられた事實も枚擧に遑がない程である。

この傾向は、本年に至つて、壓迫は幾分緩和されるやうな模様もみえないでもないが、裁判關係ではなほ依然として不法な事件が頻發してゐる。即ち最近の一ヶ月間に起つた事件の中で大きなものを挙げれば

(一) 本年三月、小川鑛業所長以下現地の幹部職員六名が些細な作業上の事故或は團體契約違反等の嫌疑でオハ檢事局から起訴されて、出國禁止を命ぜられた事件があつたが、同事件は六月に至つて免訴の申渡を受け、出國禁止も解かれたので、

以上六名の中で佐藤消防係長を残して他は歸國した。然るに、十月に至つて、突然、前記六名中の松浦探検係長及び梅田探検係長並びに前記佐藤消防係長に對し、前記の免訴済みの事件を再び取り上げて裁判に附し、遂に裁判の結果最高刑として、各自に三千元の罰金を課した。正式に免訴を申渡したものを再び起訴するといふのは奇怪な事件であるが、更に正式の手續を経て歸國した松浦、梅田の兩氏に對しては、裁判に關する正式の手續もなく、勝手に缺席裁判で懲罰三千元の罰金を宣告したのであるから、驚くべき不法事件である。

(二) 昨十二年の夏、エハビ鑛場長の相田寛一郎氏が、同鑛場庶務係長鈴木福治氏とともに労働者傷死事件の責任を問はれ、裁判の結果二年の懲役及び五百ルーブルの罰金を申渡されたが、相田氏に關しては健康上の問題から、我が出先官憲がソ聯當局と折衝した結果、刑の執行を取消して國外追放の處分に附することとなり、相田氏は鈴木氏とともに同年十一月歸國した。然るに、オハ裁判所は、本年の九月末に至つて、昭和十一年頃の問題となつたが今日まで放つて置かれた労働法違反事件を取り上げ、改めて起訴し、これまた正式の手續も經ずに缺席裁判で兩氏に對してそれぞれ最高刑五百ルーブルの罰金を宣告し、その旨を石油會社に通告して來た。

(三) カタングリー鑛場庶務係長の金藤藤氏は、時間外作業をした事實は今日まで無數に起つたのであるが、將來も同様に無數に起るかも知れない。要するに、ソ聯當局のやり方は、あらゆる口實を設けて邦人の従業員に迫害を加へて、兩會社の事業を經營不能に陥らせようとしてゐるものとしか考へられない。昨年の如きはかうした頻々たる不法な迫害のために、兩會社の職員従業員等は、現地に居たゞまれば、歸國する者が續出し、またその補充等に對してはこれまたソ聯當局の不法な妨害があるので、従業員の不足と、事業に對する壓迫等で事業を大縮小し或ひは中止し、今なほ何等事態の改善をみない有様で、この情勢を以て進めば、遂に事業は全く不可能となり、尼港事件の血を以て購ひ得たこの貴重な國家的權益も消滅するに至るの恐れがあるので、外務省當局としては、或ひは出先機關、或ひは駐日ソ聯外交機關を通じて側と折衝し極力この事態を改善すべく努力しつゝある次第である。

うした事實は今日まで無數に起つたのであるが、將來も同様に無數に起るかも知れない。要するに、ソ聯當局のやり方は、あらゆる口實を設けて邦人の従業員に迫害を加へて、兩會社の事業を經營不能に陥らせようとしてゐるものとしか考へられない。昨年の如きはかうした頻々たる不法な迫害のために、兩會社の職員従業員等は、現地に居たゞまれば、歸國する者が續出し、またその補充等に對してはこれまたソ聯當局の不法な妨害があるので、従業員の不足と、事業に對する壓迫等で事業を大縮小し或ひは中止し、今なほ何等事態の改善をみない有様で、この情勢を以て進めば、遂に事業は全く不可能となり、尼港事件の血を以て購ひ得たこの貴重な國家的權益も消滅するに至るの恐れがあるので、外務省當局としては、或ひは出先機關、或ひは駐日ソ聯外交機關を通じて側と折衝し極力この事態を改善すべく努力しつゝある次第である。

正誤

第九九號「頓落蔭政權の動向」(外務省情報部)の記事中、二四頁下段七行目「この會議では……」より二五頁下段十一行目「……と説いた」までは、二六頁下段十二行目の後に入るべきの誤

實施その他の些細な事件で昨年九月に、また消防隊長阿部善吉氏は防火事故で本年三月にいづれも起訴され、出國禁止を命ぜられ、そのまゝに放つて置かれたが、兩氏ともに歸國の必要が起つたので、ソ聯當局に出國禁止の解除方を要請したところが、ソ聯當局は本年十月前記の起訴事件とは全く別、昨十二年秋の火災事件を取り上げて起訴し、裁判の結果、同火災事件當時の鑛場長が歸國して不在であるとの理由で、金藤、阿部の兩氏を責任者として、それぞれ三千元の罰金といふ極刑に處した。この事件も、若しその火災事件が處罰されるべき事件であるならば、その時の責任者である鑛場長が出國を願出た際に當然問題となるべきであるにも拘らず、同鑛場長には出國を許可しておきながら、その事件に何等關係のない金藤、阿部の兩氏に對して責任を問ひ、最高刑の罰金を課するが如きは、無法とも不當とも、批評の言葉がない。これなどは、全く、たゞ兩會社の職員を迫害せんがための處罰で、何等個人的には理由のないことであるとみるの外はない。

(四) カタングリー鑛場の酒保係長は、不良品販賣等の理由で、これまた前鑛場長の不在故を以て、責任者として、五千元の罰金といふ驚くべき巨額の罰金を課された。

以上の事實は、僅かに最近一ヶ月間の出來事である。か

第九七號「戰時經濟時局問答」中、十三頁十四行目「硫酸」は「硝酸」の誤

寫眞週報

十一月二十三日 (第四十一號)

定價 十錢

目次

- ☆揚子江輸送船隊
わが輝かしい戦果の蔭に黙々と働く輸送船隊の勞苦を寫す。
- ☆法燈の影和平の光
硝煙の大陣に渡り支那民衆の更生に献身する一布教師の決意につゝむ熱情。
- ☆明け行く蕃社(臺灣總督府)
その昔の生蕃も四十四年の仁政に進化し、明朋蕃社の建設は成つた、いま數々の統後の赤誠は遊る。
- ☆海の彼方
- ☆讀者のカメラ

寫眞週報

週

報

第一〇號

昭和十一年十一月二十三日發行
（毎週一回水曜日發行）

（本書の大きさは國定規格A5判）



ニッサン

トラック・バス

經濟的強力車

破路飛躍の勝利の國産

弾雨浴の勝利の國産

戦ひ勝つての國産

二戰の勝利の國産



營業所

大阪 大坂市西區江戸堀上通
名古屋 名古屋市中區大池町
京都 京都市東區小路町
横浜 横浜市中區榎木町
神戸 神戸市海邊通（假）
福岡 福岡市東區中洲町
東京 京都市東區（假）
千葉 千葉市新町

東京・日産自動車販賣株式會社・丸の内